

# 令和6年度事業計画

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

## I 活動の基本方針

令和6年度は、公益法人移行13期目となり、新たな制度の下での事業活動や組織運営は定着してきたものと言える。

その上で、引き続き法人会の理念及び法人会の定款に定めた目的に則り、税知識の普及や納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを基本方針とする。

また、組織・財政基盤の確保、充実が重要であることから、引き続き基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図りつつ、以下に掲げる諸施策に取り組むものとする。

## II 主な事業計画

### 1. 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

#### (1) 税に関する研修・セミナー事業

税申告や決算調整は年々複雑化してきていることから、税制改正にともなう改正内容等を適時、情報提供していく。

会員を含めた多くの方を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営・財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーの開催、インターネットセミナーを活用した社内研修や経営者の自己研鑽などの研修活動の充実に努める。

また、令和5年10月から導入された消費税のインボイス制度等について、円滑な定着に向けた取組に努める。

#### (2) 講演会事業

政治・経済学者、税理士、ジャーナリスト等により、視点を変えた税制に関する講演会等を実施し、「税」がより身近なものとなるよう会員企業、一般企業及び一般市民に広く参加を呼びかけ、テーマに即した講演会を開催する。

#### (3) 租税教育事業

三条税務署管内の小中学校児童生徒、高校生等を対象に、税の仕組みなどを理解してもらうため、三条税務署担当官、青年部会員、税理士等が講師となって租税教室を実施し、「納税意識の高揚」「税知識の普及」を図る。

#### (4) 税の広報事業

法人会のホームページ及び会報誌において税法改正や税務申告の情報を掲載し、公共施設や金融機関窓口で配布することにより、多くの住民の方々へ税務情報を周知する。また、イベント会場等において税に関するクイズや税の仕組みをマンガで説明した小冊子を配布することで、一般市民も税に関心を持てる事業を実施する。

#### (5) 税の調査研究（支援を含む。）及び社会への提言事業

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、中小企業の

活性化に資する税制を始め、税のオピニオンリーダーとして税制に対する意見を集約し、将来を展望した建設的な提言を行う。

法人各企業へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望を基に、税制改正要望を取りまとめ、国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施する。

#### (6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、国税庁、日本税理士会連合会、全国法人会総連合（全法連）の3団体で作成したツール（自主点検チェックシート・ガイドブック）を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

#### (7) 添付書類も含めた e-Tax の普及及び定着に向けた取組

納税者の利便性の向上と税務行政の効率化を推進するため、会員企業に対して添付書類も含めた e-Tax の普及・啓発及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化に向けた取組について周知する。また、会員企業は、e-Tax により申告書等を提出するよう関与税理士に働き掛けを行う。

また、申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進に努める。

## 2. 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業

### (1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会に対し政治経済情報、健康情報、癒される機会となる福祉の情報等に関する講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーを開催する事業や、インターネットを活用したセミナーの実施による自己研鑽機会の充実を図ることにより、地域社会の活性化や経済発展に貢献する事業を行う。

法人及び一般の方を対象に、行政関係者、医師、経営実務コンサルタント、芸術家等、広範囲な分野の専門家を講師に迎え、ニーズに合わせた講演会やセミナーを開催する。

### (2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

活動の軸足を税に置きつつ、さらに広く地域社会に貢献するための活動として、一般の家庭で不要となった未使用タオルを回収し、社会福祉協議会や老人福祉施設等、福祉・医療現場での再利用を図ることにより地域社会に貢献する活動に取り組む。

## 3. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

### (1) 組織の強化・充実

法人会活動を充実させるためには組織基盤の維持・強化が極めて重要となることから、会員数の維持・拡大を図るため、引き続き諸施策を実施する。

また、全国的な「会員増強月間」においては、役員の率先した参画や指導の下、新規加入の推進を図るとともに退会防止策を講じるなど、より効果的な対応策を展開する。

全法連、関東信越法人会連絡協議会（局連）、新潟県法人会連合会（県連）のセミナーに積極的に参加し、事務局職員の資質・技能向上を図るとともに、ガバナンスの強化により事務局体制の基盤強化に努める。

## (2) 広報活動の充実

法人会の知名度向上、活動内容の周知を図り会員増強等に資する広報活動を積極的に推進するため、全法連情報誌の配布や法人会会報誌の発行を行うほか、ホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ強化に努めるなど広報活動や情報提供活動を展開する。

## (3) 青年・女性部会の充実

ア. 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」については、実施学校の拡大を図るとともに、「部会員増強運動」についても具体的な目標数値を設定し、より積極的な展開を図る。また、青年部会員を対象として実施するアンケート調査システムの普及・活用に努める。

イ. 全法連で定めた「女性部会のあり方（指針）」に沿い、女性の視点に立った活動として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や「社会貢献活動」を積極的に推進する。また、「食品ロス」削減への取組みについての検討を進める。

## (4) 法人会会員の福利厚生の上昇に資する事業の推進

会員企業の福利厚生制度の円滑な運営と法人会の財政基盤の安定化を図るため、制度取扱保険会社3社との連携を一層強化しつつ、会員企業に対する取組を展開し加入率の向上、福利厚生制度収入の確保のための活動に努める。

また、表彰制度については、更なる加入率の向上と会員の増強につながるよう、役員、会員による未加入会員企業の紹介運動等をより一層努力して継続する。

## 4. 本会の組織を充実し、全法連・県連・友誼団体との強化を図るための事業

会員支援のため、異業種交流の一環として会員間の情報交換や相互の親睦事業を実施するほか、会員等に限定した研修会講習会などの事業を行う。

また、会員企業の経理業務に永年の功労があった者を優良経理担当者表彰式において表彰することにより、一層の納税協力活動の推進者として育成するとともに、広く社会に納税の重要性を広報する。

## 5. 本会の活動に関係する諸官公庁との連携を図るための事業

税務署と税団協共催の合同納税表彰式において、企業経営における税務と経理に関して功労顕著な経理担当者を表彰することや、税に関する絵はがきコンクールの優秀者を表彰することで、企業の発展に努力され、又は、税の仕組み等を理解してもらうことを期待する。

また、税務署と連携し、税に関するセミナーや教室の実施、申告等のための各種説明会を開催する。

## 6. その他本会の目的達成に必要な事業

前記1(5)に資するため「全国大会」「税制セミナー」への参加、前記1(3)及び3(3)に資するため「青年の集い」「女性フォーラム」「局連青年部会合同セミナー（令和6年度は9月に新潟市で開催）」「局連女性部会合同セミナー」等に参加するほか、県連独自の「青年部会合同セミナー」「女性部会合同セミナー」等に継続参加する。